

**国保**

平成26年度の国民健康保険証は郵送でお届けします

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

**保険証は簡易書留郵便でお届け**  
 毎年3月末に行っている保険証の切り替えは、郵便局の「簡易書留」という方法で郵送します。簡易書留とは、申し込みをした時間と届いた時間を記録する郵便です。郵便局員から手渡しで配達され、受け取りには、受領印が必要ですので、確実にお届けする事ができます。郵便局での保管期間は3月31日(月)までです。4月1日(火)以降は、役場の窓口でお受け取りください。

●直接受け取りを希望した人は  
 役場で直接交付を希望した人は、平成25年度保険証・印かん・本人確認書類(免許証など)・委任状(受け取りが世帯員以外の場合)を持参のうえ、受け取りをお願いします。保険証は4月から使用できます。

▼受取日 3月10日(月)～31日(月)  
 (土・日・祝日を除く)

※退職者医療制度に該当する人は、保険証の色は同じで「退職被保険者証」と表示しています。有効期限を過ぎた「平成25年度保険証」や「高齢受給者証」は、各自適正に処分してください。

**高齢受給者証も一緒にお届けします**  
 70歳～74歳の人に交付している高齢受給者証も、負担割合の変更により交換が必要です。新しい受給者証は保険証と一緒に郵送します。

**募集**

国税専門官採用試験受験者募集

●問い合わせ 人事院九州事務局 ☎092(431)7733 熊本国税局人事第二課試験研修係 ☎096(354)6171

▼受験資格  
 (1)昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人  
 (2)平成5年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げる人  
 ①大学を卒業した人および平成27年3月までに大学を卒業する見込みの人  
 ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人

▼試験の程度 大学卒業程度

▼申込方法・受付期間  
 (1)インターネットによる申し込み(原則) 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

●申込受付期間 4月1日(火)～4月14日(月) (受信有効)  
 (2)郵送または持参による申し込み(インターネット)による申込みができない場合に限る)

※申込用紙は、熊本国税局や菊池税務署に備え付けています。

●申込受付期間 4月1日(火)～4月2日(水) (2日までの通信日付印有効)  
 ※申込受付期間が短くなっていますので、ご注意ください。

▼第一次試験 6月8日(日)  
 ▼受験申込先 全国の各国税局および沖縄国税事務所  
 希望する第一次試験地により申込先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

**休日開庁**

3月23日(日)、支払い窓口を開きます

●問い合わせは各窓口へ

**日** 曜日に税金などの支払い窓口を開きます。支払いがお済みでない人は、この機会をぜひご利用ください。※証明などの発行はしません。

▼支払うことができる税金など  
 町税・住宅使用料・保育料・下水道受益者負担金

▼日時 3月23日(日)  
 午前9時～午後4時

▼場所 役場 2階各課窓口

▼各支払いの問い合わせ  
 ・町税 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117  
 ・住宅使用料 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112  
 ・保育料 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981  
 ・下水道受益者負担金・農業集落排水使用料 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679

**国保**

国民健康保険に加入するとき・やめるとき

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

**国** 民健康保険は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。健康保険の切り替えは自動的に進められるため、変更が生じた際には、役場保険医療課国保・医療係への届出が必要です。

国民健康保険に加入するとき	届出に必要なもの
他の市町村から転入してきたとき (職場の健康保険などに加入していない場合)	・転出証明書 ・印かん
職場の健康保険などをやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書※ ・印かん
職場の健康保険の扶養から外れたとき	・健康保険の扶養から外れた証明書※ ・印かん

国民健康保険をやめるとき	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	・国民健康保険証 ・印かん
職場の健康保険に加入したとき または職場の健康保険の扶養に入ったとき	・国民健康保険証 ・職場の健康保険証 ・印かん

※職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入する際には、健康保険資格喪失証明書や離職票など、誰がどの健康保険をいつやめたかわかる証明書が必要です。証明書は加入していた健康保険または職場から交付を受けてください。また、町で作成した証明書の様式を役場保険医療課の窓口と町ホームページに用意しておりますのでご利用ください。

**加** 入の届出が遅れると、加入資格を得た日までのさかのぼり、保険税を納めることとなります。

また、脱退の届出が遅れて国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療費、健診などの助成金を返還しなければならず、さらに、国民健康保険の保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうこととなりますのでご注意ください。

**税**

申告は済みましたか？

●申し込み・問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117 菊池税務署 ☎0968(25)2121

**平** 成25年分の所得税・町県民税・消費税(地方消費税)・贈与税の申告は済みですか。期限間近になると申告会場は大変混雑し、待ち時間が長くなります。早めに手続をしましょう。

▼申告期限  
 ●所得税・町県民税・贈与税 3月17日(月)まで  
 ●消費税(地方消費税) 3月31日(月)まで

税務署での申告相談  
 (会場は菊池税務署)  
 午前9時～午後4時  
 (土、日を除く)  
 町での所得税・町県民税の申告相談  
 (中央公民館)  
 午前9時～午前11時  
 午後1時～午後3時  
 (土、日を除く)

※町ではお受けできない申告もあります。詳しくは広報おおづ2月号をご覧ください。

**平** 成25年分確定申告分の納付期限は次のとおりです。

●申告所得税の納付期限  
 3月17日(月)

●消費税および地方消費税(個人事業者)の納付期限  
 3月31日(月)

**納** 税は、お近くの銀行(日本銀行 行歳入代理店)などの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、税務署の窓口で受け付けています。また、申告所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。ぜひご利用ください。

**振** 替納税の振替日は次のとおりです。

●申告所得税の振替日  
 4月22日(火)  
 ●消費税および地方消費税(個人事業者)の振替日  
 4月24日(木)

**臨時福祉給付金について**  
 4月から消費税率が引き上げられ、住民税非課税の人に「臨時福祉給付金」を支給する予定になっています。申告をしていない人は、支給できるかどうかの確認ができない場合があります。詳しくは、今後「広報おおづ」などでお伝えします。